

○射水平野土地改良区工事一般競争入札実施要領

令和 7 年 7 月 31 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、射水平野土地改良区における工事の入札において、受注意欲のある業者の入札参加への機会を確保するとともに、より透明性、競争性、公平性を高めるため、一般競争入札を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 一般競争入札の対象工事は、設計額が 2,000 万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び特殊又は高度な技術等特別な条件が必要と認められる場合はこの限りでない。

(入札参加資格)

第 3 条 一般競争入札に参加できる資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 射水平野土地改良区建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格(平成 23 年 4 月 1 日施行)第 1 に規定する入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 射水平野土地改良区入札参加資格停止要領(平成 23 年 4 月 1 日施行)に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (4) 対象工事において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び同法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。
- (5) 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 本店、支店又は営業所の所在地に関する要件
 - イ 有資格者名簿における工種の種類別格付けの等級又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に関する要件
- (6) その他工事ごとに定める入札参加資格要件を満たす者であること。

(入札の公告)

第 4 条 一般競争入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事場所、工事概要、工期、入札参加資格要件等を公告するものとする。

2 公告は、射水平野土地改良区及びホームページに掲示して行うものとする。

(設計図書の配布等)

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者は、必ず所定の期日までに設計図書の配布等を申請書(様式第 1 号)により申請しなければならない。

2 設計図書の配布等の申請期間は、前条の公告において定める。

(入札参加資格の審査)

第 6 条 入札参加資格の審査については事後審査を原則とする。申請者は別に指定する期日までに必要な書類を提出しなければならない。

(入札の方法等)

第 7 条 入札方法は出場若しくは郵便による入札とする。

2 事後審査の場合、入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内(低入札調査基準価格を設けた場合は、予定価格と低入札調査基準価格の範囲内)で最低の入札価格及び当該入札をした者を公表した上で、落札候補者として資格審査を行う旨を通知するものとする。

3 前項において、落札となるべき価格での入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより 落札候補者としての順位を決定するものとする。

4 入札執行者が必要と認めた場合、落札候補者は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式 第 2 号)に当該入札公告で示した書類を添えて、入札日を含め 2 日以内(閉庁日を除く。)に射水平野土地改良区へ提出し審査を受けなければならない。

(落札決定等)

第 8 条 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の連絡により通知し、契約に関し必要な指示を与えるものとする。

2 入札執行者は、落札候補者を審査の結果、不適格と認めたときは、新たに次の順位者を 落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

3 理事長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと入札執行者が認めたときは、当該落札候補者に対して不適格通知書(様式第 3 号)により結果を通知するものとする。

4 入札執行者は、落札者が決定したときは、次の順位以降の者については、資格審査を行わないものとする。

(対象工事ごとの入札参加資格要件)

第 9 条 対象工事ごとに定める入札参加資格要件及びこの要領に定めのない事項については、総務委員会において決定するものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 31 日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

射水平野土地改良区
理事長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号

印

設計図書配布等申請書

下記のとおり一般競争入札に参加するため、設計図書の配布を申請します。
なお、配置予定技術者については次のとおりです。

記

- 1 入札番号
- 2 開 札 日
- 3 工事件名
- 4 配置予定技術者

現場代理人	氏名	
	住所	
	生年月日	
主任技術者等	氏名	
	住所	
	生年月日	
	法令による免許	

様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

射水平野土地改良区
理事長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号
印

一般競争入札参加資格審査申請書

下記工事の落札候補者となったので、入札参加資格の審査を申請します。

記

- 1 入札番号
- 2 工事件名
- 3 施工場所
- 4 配置予定技術者

現場代理人	氏名	
	住所	
	生年月日	
主任技術者等	氏名	
	住所	
	生年月日	
	法令による免許	

- 5 添付書類
 - (1) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
 - (2) その他

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

射水平野土地改良区
理事長 印

一般競争入札不適格通知書

貴社は、年 月 日の入札において落札候補者となりましたが、入札参加資格審査の結果、不適格と認めたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 入札番号
- 3 工事件名
- 4 不適格となった理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、当改良区理事長に対し審査請求をすることができます。(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として(訴訟において当土地改良区を代表する者は理事長となります。)、提起することができます。(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。